



平成 29 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社バイク王 & カンパニー
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 石川 秋彦
(コード番号 3377 東証二部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 山 縣 俊
(TEL. 03-6803-8855)

監査等委員会設置会社への移行にともなう定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月7日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」への移行にともなう定款の一部変更を平成29年2月24日開催予定の当社第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「監査等委員会設置会社」への移行にともない、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更にともなう所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成29年2月24日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成29年2月24日

以上

定款変更の内容（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 （条文省略）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会 （2）<u>監査役</u> （3）<u>監査役会</u> <u>（4）会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第20条 当社の取締役は6名以内とする。</p> <p>（選任方法）</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 （現行どおり）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> （削除） <u>（3）会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第20条 当社の<u>監査等委員</u>である取締役以外の取締役は6名以内とし、<u>監査等委員</u>である取締役は4名以内とする。</p> <p>（選任方法）</p> <p>第21条 <u>監査等委員</u>である取締役以外の取締役および<u>監査等委員</u>である取締役は、<u>それぞれ区別して株主総会</u>において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第22条 取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮する事が出来る。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する事が出来る。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮する事が出来る。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する事が出来る。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。(削除)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、<u>議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 31 条～第 32 条 （条文省略）</p>	<p>第 32 条～第 33 条 （現行どおり）</p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p> <p>第 33 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使する事が出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 39 条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除する事が出来る。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 35 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>